

第76期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時

開催場所

千葉県柏市末広町14-1
ザ・クレストホテル柏
4階 クレストルーム

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役2名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

目次

第76期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	10
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告	31

株主各位

証券コード 7923
(発送日) 2024年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月5日
千葉県柏市新十余二16番地1

トーイン株式会社
代表取締役社長 高橋 太

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.toin.co.jp/ir/>
(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「株主総会」タブを選択して、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」欄に「トーイン」又は「コード」欄に当社証券コード「7923」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2024年6月27日（木曜日）午前10時
2 場 所	千葉県柏市末広町14-1 ザ・クレストホテル柏 4階 クレストルーム (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第76期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第76期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役2名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上のウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。

当社ウェブサイト (<https://www.toin.co.jp/ir>)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

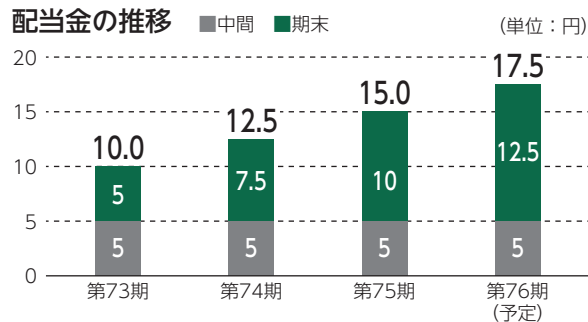
剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第76期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開及び財務の健全性に鑑み、株主の皆様への安定配当方針の見地から、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金**12円50銭**といたしたいと存じます。
この場合の期末配当の総額は、**62,915,588円**となります。
なお、年間配当は中間配当金5円00銭とあわせて当社普通株式1株につき金**17円50銭**となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月28日といたしたいと存じます。

<ご参考>



配当方針

当社は、株主の皆様への利益配分につきましては、経営の重要課題の一つと認識しており、業績、将来の事業展開及び財務の健全性等を総合的に勘案しつつ、安定的な利益還元を基本方針としております。

第2号議案

取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役高木新氏は退任され、また経営体制の充実強化に向けて取締役1名の増員を行うため、あらたに取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当等	
1	山科 統 <small>やま しな おさむ</small>	会長	新任
2	熊谷 佳也 <small>くま がい よし や</small>		新任 社外 独立

候補者番号

1

やま しな
山科

おさむ
統 (1947年6月10日生)

所有する当社の株式数……………1,010,417株
在任年数……………33年
取締役会出席状況……………一/一回

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1974年3月	（株）電通退職	1992年6月	当社代表取締役副社長
1974年4月	当社入社	1993年6月	当社代表取締役社長
1980年3月	当社開発部長	2009年4月	当社代表取締役会長兼最高経営責任者
1980年6月	当社取締役	2013年6月	当社最高顧問
1985年6月	当社常務取締役	2023年6月	当社会長（現任）
1991年6月	当社取締役副社長		

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

選任理由

山科統氏は、当社入社以来、製造、営業、開発等の業務に携わった後、1980年6月に当社取締役に就任、1992年6月から2013年6月まで代表取締役を務め当社グループを牽引してまいりました。各業務に精通するとともに経営に関する相当の知見と豊富な経験を有しており、改めて当社経営に活かしたいと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

くま がい よし や
熊谷 佳也

(1959年2月27日生)

所有する当社の株式数……………一株
在任年数……………一年
取締役会出席状況……………一/一回

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1981年4月	東洋インキ製造(株)入社	2013年9月	トーヨーカラー(株)富士製造所 製造所長
2006年4月	同社経営企画部長	2015年6月	東洋インキSCホールディングス(株) (現：artience(株)) 執行役員
2007年3月	同社色材事業本部 富士製造所 総務部長	2018年4月	上海東洋油墨制造有限公司 董事長、総経理
2010年4月	同社監査室長	2022年4月	東洋インキSCホールディングス(株) (現：artience(株)) 顧問
2011年4月	東洋インキSCホールディングス(株) (現：artience(株)) グループ監査室長	2024年3月	退任

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

選任理由

熊谷佳也氏は、長年にわたり当社と関連の高い分野のグローバル企業での経営の経験と専門的な知識を有しており、引き続きその幅広い見識を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し社外取締役候補者といたしました。

- 注) 1. 山科統氏は、当社の大株主です。熊谷佳也氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 熊谷佳也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、定款に社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約の締結を可能とする規定を設けております。その契約内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める最低責任限度額とするというものであります。当社は、本規定に基づき、熊谷佳也氏が取締役に選任された場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
4. 熊谷佳也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役原一夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

は ら か ず お
原 一夫 (1949年4月14日生)

所有する当社の株式数…………… 3,800株
 在任年数…………… 4年
 取締役会出席状況…………… 15/15回

社外

【略歴、当社における地位】

2008年7月	熊本国税局長	2020年6月	当社社外監査役（現任）
2009年9月	税理士事務所開業	2022年3月	㈱ユニカフェ社外監査役
2015年6月	科研製薬株式会社社外監査役		

独立

【重要な兼職の状況】

原一夫税理士事務所 税理士

選任理由

原一夫氏は、税理士として税務・会計に関する高度な知見と幅広い経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただきたいため、選任をお願いするものです。

- 注) 1. 原一夫氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 当社は、原一夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 原一夫氏は、社外監査役候補者であります。
4. 原一夫氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が税理士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただくためであります。なお、同氏は社外役員となる以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、税理士として税務・会計に関する高度な知見と実務経験を有しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、原一夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役高木新氏に対し、在任中の労に報いるため、退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

贈呈については、当社所定の基準に従うこととし、その具体的な金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

取締役高木新氏は、当社と関連の高い分野のグローバル企業での経営の経験と専門的な知識及び幅広い見識を活かして、当社取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくなどの貢献をされましたため、当社所定の基準に則った慰労金の贈呈は、相当であると判断しております。

高木新氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
高木 新	1979年 4 月 東洋インキ製造(株)入社 2004年 9 月 天津東洋油墨副総経理 2009年 4 月 上海東洋油墨制造有限公司総経理 2009年 6 月 東洋インキ製造(株)執行役員 2010年 5 月 天津東洋油墨総経理 2013年 4 月 東洋ビーネット(株)代表取締役社長 2014年 6 月 東洋インキSCホールディング(株) (現：artience(株)) 顧問 2021年 6 月 当社取締役 (現任)

以 上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下「当期」という。）におけるわが国経済は、訪日外国人によるインバウンド需要や輸出の回復が見られたものの、資源・エネルギー価格や消費者物価が引き続き高水準で推移したため、個人消費は低調に推移しました。

このため、包装資材業界においては、消費者の節約志向が定着したことなどを受け、引き続き厳しい事業環境にて推移しました。

当社グループは、このような状況のもと、お客様に当社製品を安定的に供給することを最優先としつつ、業容の拡大を目指し、新規分野の開拓、差別化された商品・技術の開発等に注力したほか、エネルギー・諸資材価格や物流コストの上昇を吸収すべく、諸施策を継続してまいりました。

売上面では、包装資材事業において、引き続き当社加飾技術や環境対応資材を中心に当社製品の優位性のアピールを軸とする企画提案型の営業活動を継続的に実施するとともに、エネルギー、諸資材価格や物流コストの上昇を吸収すべく、採算性を一層重視した受注活動に注力してまいりました。

その結果、国内の売上高は、食品、化粧品分野がそれぞれ底堅く推移し、増収となりました。海外においても、ベトナム現地法人（TOIN VIETNAM CO., LTD.）、タイ現地法人（TOIN (THAILAND) CO., LTD.）とも増収となり、売上高は12,150百万円（前年同期比6.7%増）となりました。

精密塗工事業においては、世界的な半導体市況の好転により、関連する精密塗工製品の需要が復調、特に下期における受注の増加により、売上高は824百万円（前年同期比4.9%増）となりました。

その他事業においては、きめ細かな営業活動が奏功し、日用品や化粧品のアッセンブル事業の受注が伸びたため、売上高は532百万円（前年同期比2.0%増）となりました。

この結果、グループ全体の売上高は13,507百万円（前年同期比6.4%増）となりました。

利益面では、包装資材事業において、エネルギーや諸資材の価格上昇に対して、採算性を重視した営業活動や工場運営の効率化等による製造コストの低減を推進した結果、前年同期比で増益となりました。

精密塗工事業においては、受注増にともなう生産体制の強化と製造コストの管理を徹底し、前年同期比で増益となりました。

その他事業においては、引き続き柔軟性のある生産体制の編成、人件費の圧縮等により採算性の確保に努め、前年同期比で増益となりました。

この結果、当期は、営業利益411百万円（前年同期営業利益16百万円）、経常利益580百万円（前年同期比605.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益487百万円（前年同期比877.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、1,722百万円であります。その主な内訳は、つくばみらい市の土地1,263百万円、当社包装資材事業の生産能力の増強、生産効率の改善、品質保証、原価低減等を目的とした設備投資347百万円であります。これらに要した資金は、自己資金、借入金、投資有価証券売却代金でまかないました。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しについては、インバウンド需要のさらなる拡大や全国的な賃金の引き上げ効果に期待がかかるものの、消費者物価の上昇等を受け、個人消費の本格的な回復には時間を要するものと見込まれます。また、世界各地での地政学リスクの高まりや原油をはじめとする資源高など、厳しい経済状況が続くことが予想されます。

このような状況の中、当社グループは、環境負荷軽減などESG経営の実践、成長分野への選択と集中、保有資産の戦略的活用、生産体制の再編等による事業基盤の再構築により、持続的成長と一層の企業価値向上に努めてまいります。

また、中長期経営ビジョン『パッケージで人生（LIFE）をもっと明るく、豊かに』を標榜しつつ、新技術開発、新しい事業の柱の構築など将来に向けた諸施策を進め、「総合パッケージング企業」への足固めを行ないます。

包装資材事業に関して、営業面においては、引き続き環境配慮資材や当社デザイン・構造設計に係る企画力及び加飾技術力のアピールなど、企画提案型の営業活動を継続的にきめ細かく実施してまいります。また、既存客先との取引深耕とグローバル企業を含む新規客先による売上基盤の拡大、新規分野・新規客先の開拓に積極的に取り組むとともに、エネルギーや諸資材の価格上昇に加え、物流の2024年問題に対してお客さまのご理解をいただきつつ、採算性を一層重視した受注活動に注力してまいります。

ベトナム現地法人（TOIN VIETNAM CO., LTD.）及びタイ現地法人（TOIN (THAILAND) CO., LTD.）は、既存客先からの増注を図るとともに、当社グループの認知度アップを図りつつ、グループ内のさらなる連携強化と協会社ネットワーク拡大を推進し、東南アジア全域の日系企業、外資系企業並びにローカル大手企業のさらなる開拓、増注を図ってまいります。

生産面においては、固定費の増加傾向が続くなか、工場運営の効率化、省人化・省力化・省エネルギー化の

推進、品質管理体制の一層の強化、工場のスマートファクトリー化・DX化の推進、BPOによる業務プロセスの改革と品質・生産性向上、外部協力会社のネットワーク拡大等を推進してまいります。

ベトナム現地法人（TOIN VIETNAM CO., LTD.）においては、品質保証体制の再構築、新技術の習得、最適な材料調達ルート確立のための諸施策の実行と内部管理体制の改善・強化を継続し、収益基盤の安定化に努めてまいります。

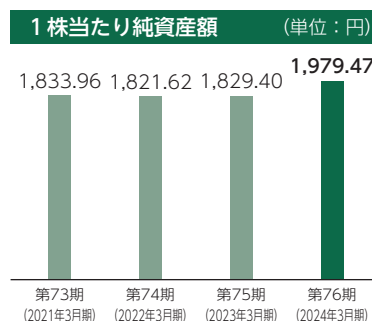
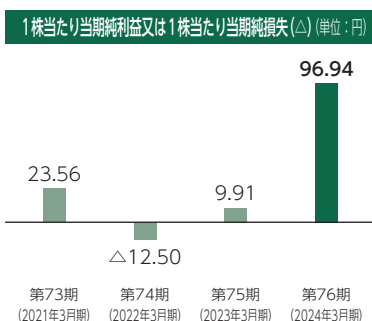
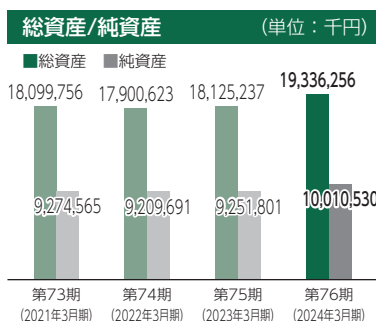
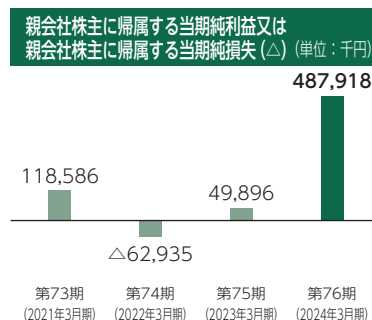
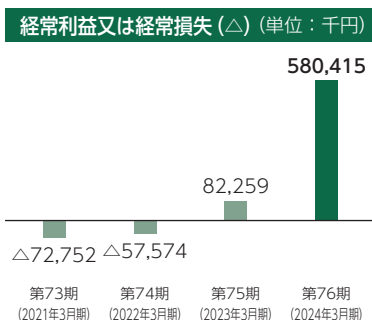
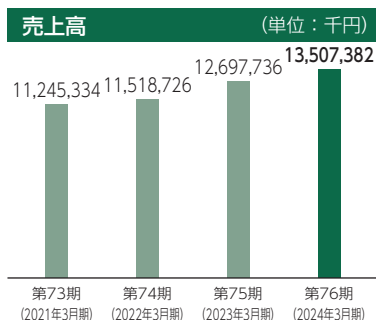
精密塗工事業については、販売面では好調な市場での需要を確実に取り込むとともに、新市場、新用途の需要を捉える活動により売上の拡大と安定化を目指してまいります。

また生産面では、生産体制の整備、高度な品質管理体制の強化、技術開発力の強化に継続的に取り組み、収益力の向上に努めてまいります。

その他事業については、デザインからアッセンブルまでの一貫受注体制をセールスポイントに、医薬部外品・化粧品・食品製造の許認可を活用しつつ、引き続き定期的な商品の受注拡大に注力してまいります。生産面では、フレキシブルな生産体制の編成、新規機械設備導入による省人化・省力化等の推進を図るとともに、お客様のニーズに対応した品質保証体制を一層強化し、コスト競争力の強化に努めてまいります。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

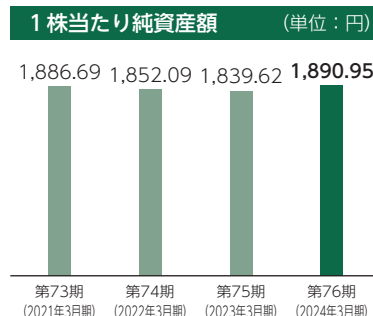
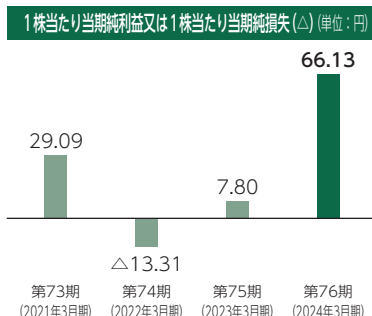
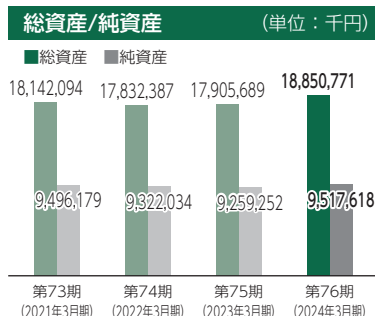
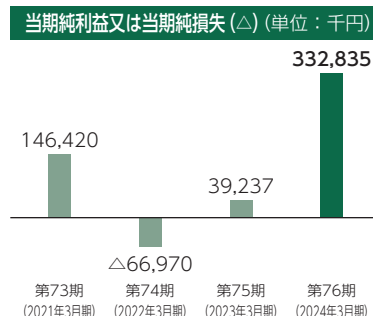
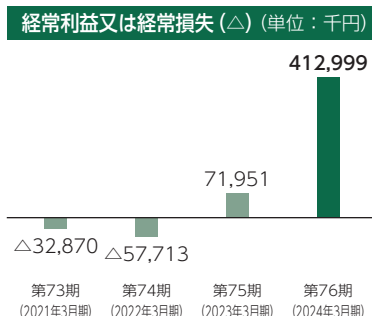
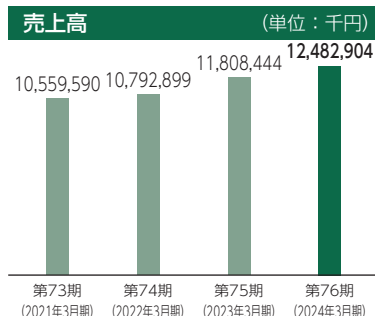
① 企業集団の財産及び損益の状況



		第73期 (2021年3月期)	第74期 (2022年3月期)	第75期 (2023年3月期)	第76期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高	(千円)	11,245,334	11,518,726	12,697,736	13,507,382
営業利益又は営業損失(△)	(千円)	5,988	△97,550	16,815	411,324
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△72,752	△57,574	82,259	580,415
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	118,586	△62,935	49,896	487,918
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	23.56	△12.50	9.91	96.94
総資産	(千円)	18,099,756	17,900,623	18,125,237	19,336,256
純資産	(千円)	9,274,565	9,209,691	9,251,801	10,010,530
1株当たり純資産額	(円)	1,833.96	1,821.62	1,829.40	1,979.47

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第74期の期首から適用しており、第74期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況



	第73期 (2021年3月期)	第74期 (2022年3月期)	第75期 (2023年3月期)	第76期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高	(千円) 10,559,590	10,792,899	11,808,444	12,482,904
営業利益又は営業損失(△)	(千円) △33,818	△60,491	31,308	387,799
経常利益又は経常損失(△)	(千円) △32,870	△57,713	71,951	412,999
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円) 146,420	△66,970	39,237	332,835
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円) 29.09	△13.31	7.80	66.13
総資産	(千円) 18,142,094	17,832,387	17,905,689	18,850,771
純資産	(千円) 9,496,179	9,322,034	9,259,252	9,517,618
1株当たり純資産額	(円) 1,886.69	1,852.09	1,839.62	1,890.95

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第74期の期首から適用しており、第74期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権等の所有割合	事業内容
TOIN (THAILAND) CO., LTD.	12,500千バーツ	80%	包装資材等の輸出入及び販売
TOIN VIETNAM CO., LTD.	236,030百万ドン	100%	包装資材等の製造及び販売

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

- ① 包装資材事業 紙器、樹脂パッケージ、ラベル、説明書等の製造販売
- ② 精密塗工事業 電子部材・記録媒体・建材等の精密塗工製品の製造受託
- ③ その他事業 食品・化粧品・医薬部外品等の加工・セットの受託、販促品等の商品販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
東京本社	東京都江東区亀戸一丁目4番2号
西日本支社	大阪府大阪市北区西天満四丁目8番2号
柏工場	千葉県柏市新十余二16番地1
野田事業所	千葉県野田市中里231番地5
九州事業所	福岡県うきは市吉井町富永1905番地7

② 子会社

名称	所在地
TOIN (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
TOIN VIETNAM CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ビンズン省

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

	使用人数	前連結会計年度末比増減
包装資材事業	478名	7名増加
精密塗工事業	43名	2名減少
その他事業	6名	—
全社（共通）	98名	1名減少
合計	625名	4名増加

(注) 使用人数にはパートタイマーは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
465名	2名減少	42.0歳	16.4年

(注) 使用人数にはパートタイマーは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	1,981,100千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	21,850,000株
(2) 発行済株式の総数	6,377,500株 (自己株式 1,344,253株)
(3) 株主数	1,095名
(4) 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
山科 統	1,010,417株	20.07%
トーイン共栄会	594,500	11.81
(株)みずほ銀行	251,600	5.00
artience(株)	197,000	3.91
(株)バンダイナムコホールディングス	182,500	3.63
三井住友信託銀行(株)	170,000	3.38
トーイン従業員持株会	157,813	3.14
山科 実桜	127,000	2.52
山科 進太郎	127,000	2.52
(株)小森コーポレーション	109,800	2.18

- (注) 1. 自己株式 (1,344,253株) は、上記大株主より除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋 太	TOIN(THAILAND)CO., LTD.取締役 Printing Solution Co., Ltd.取締役
取締役	市倉由幸	専務執行役員 営業統括
取締役	坂戸正朗	専務執行役員 経営企画統括 TOIN(THAILAND)CO., LTD.取締役 Printing Solution Co., Ltd.取締役
取締役	田島誠二	専務執行役員 生産統括 兼 柏工場長 TOIN VIETNAM CO.,LTD.代表
取締役	森 雄吾	専務執行役員 生産管理統括
取締役	甫坂 健	常務執行役員 特命担当
取締役	赤坂茂敏	常務執行役員 営業本部長 兼 西日本支社長 TOIN(THAILAND)CO., LTD.代表取締役社長
取締役	窪見 明	—
取締役	高木 新	—
常勤監査役	埴淵正伯	TOIN VIETNAM CO., LTD.監査役
監査役	山本昌平	丸の内中央法律事務所 パートナー弁護士 (株)バンダイ 社外監査役 (株)メガハウス 非常勤監査役 ナラサキ産業(株) 社外取締役 三信電気(株) 社外監査役 日本コープ共済生活協同組合連合会 非常勤理事 東京弁護士会副会長
監査役	平澤勝敏	—
監査役	原 一夫	原一夫税理士事務所 税理士

1. 2024年2月1日付で、次のとおり取締役の地位及び担当を変更いたしました。

	旧	新
甫坂 健	常務執行役員 特命プロジェクト担当	常務執行役員 特命担当

2. 取締役雀見明氏及び高木新氏は、社外取締役であります。
3. 監査役山本昌平氏及び原一夫氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役埴淵正伯氏は、長年当社の経理部門等の責任者を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役平澤勝敏氏は、長年他の上場企業の経理部門責任者及び監査役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役原一夫氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役雀見明氏及び高木新氏、社外監査役山本昌平氏及び原一夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と適合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬に関しては、各事業年度の目標達成へのインセンティブとして十分に機能するよう連結営業利益を業績指標（KPI）として加味した報酬体系とし、個々の取締役の報酬は業績指標向上に係る職責、常勤・非常勤の別及び実績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。また、個々の取締役の報酬を、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び退職慰労金として構成し、これを支給することとする。

2. 個人別基本報酬額の算定方法等の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、職責、常勤・非常勤の別及び実績等を総合的に勘案して支給額を決定するものとする。

3. 個人別業績連動報酬額の算定方法等の決定に関する方針

業績連動報酬は、職責、常勤・非常勤の別に加え、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い等を総合的に勘案して支給額を決定し、毎年一定の時期に賞与として支給する。

4. 個人別退職慰労金額の算定方法等の決定に関する方針

退職慰労金は、役員退職慰労金支給規程に従い支給額を決定し、退職時に支給する。

5. 取締役の個人別報酬（基本報酬・業績連動報酬）の内容についての決定に関する事項

個人別報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるとし、代表取締役は過去の報酬支給実績等に基づき、各取締役の基本報酬額及び業績連動報酬額を決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労引当金繰入	
取締役	160,332	133,215	7,500	19,617	10名
監査役	23,511	21,150	800	1,561	4名
合計 (うち社外役員)	183,843 (21,152)	154,365 (19,080)	8,300 (800)	21,178 (1,272)	14名 (4名)

- (注) 1. 上表には、2023年6月29日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は411百万円であります。当該指標を選択した理由は、経営成績を最も反映している指標だからであります。当社の業績連動報酬は、職責、常勤・非常勤の別に加え、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い等を総合的に勘案して支給額を算定しております。
3. 取締役の報酬限度額は、1989年（平成元年）6月28日開催の第41期定時株主総会において、年額400百万円以内と決議しております（ただし、使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。
監査役の報酬限度額は、1989年（平成元年）6月28日開催の第41期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
4. 当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会にて決議しており、当事業年度に係る報酬等の総額等は、本方針に基づき取締役会が代表取締役社長高橋太氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任し、決定したものであります。委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2023年6月29日開催の第75期定時株主総会において、取締役2名（社外取締役を除く）に対し相当額の範囲で退職慰労金を贈呈する旨を決議しております。本決議に基づき、2022年7月20日に逝去した取締役及び同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役2名 224,450千円

(金額には、上記②及び過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役2名177,884千円が含まれております。)

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等における業務執行者、社外役員等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	窪見 明	該当事項はありません。	—
取締役	高木 新	該当事項はありません。	—
監査役	山本昌平	丸の内中央法律事務所 パートナー弁護士 (株)バンダイ 社外監査役 (株)メガハウス 非常勤監査役 ナラサキ産業(株) 社外取締役 三信電気(株) 社外監査役 日本コープ共済生活協同組合連合会 非常勤理事 東京弁護士会副会長	丸の内中央法律事務所弁護士山本昌平氏と当社は顧問契約を締結しております。また、同事務所以外の各兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役	原 一夫	原一夫税理士事務所 税理士	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 窪見 明	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席いたしました。 窪見明氏は、グローバル企業での豊富な経営の経験と特に経営・管理部門での豊富な知識と経験を有しており、取締役会において中長期的な成長に資する助言や取締役の職務執行に対する監督機能の役割を果たすため適宜発言を行っております。
取締役 高木 新	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席いたしました。 高木新氏は、当社と関連の高い分野のグローバル企業での豊富な経営の経験と専門的な知識を有しており、取締役会において中長期的な成長に資する助言や取締役の職務執行に対する監督機能の役割を果たすため適宜発言を行っております。
監査役 山本昌平	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回及び監査役会14回のうち13回に出席いたしました。 取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役 原 一夫	当事業年度開催の取締役会15回の全て及び監査役会14回の全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会において、税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 興亜監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 13,200千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,200千円 |

- (注) 1. 当社の重要な子会社であるTOIN (THAILAND) CO., LTD.及びTOIN VIETNAM CO., LTD.については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会社が会計監査人との監査契約を締結する際に、社内関係部署及び会計監査人から必要な書類を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の報酬等の額、その他契約内容が適切であるか検証いたしました結果、同意することが相当であると判断いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が法令・定款等を遵守し、経営理念・健全な社会規範の下にその職務を誠実に遂行するため、コンプライアンスに関する基本方針及び企業行動規範をはじめとするコンプライアンスに係る規程等の周知徹底を継続する。
- ② 会社のコンプライアンスを統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置・運営し、コンプライアンスに関する体制・重要事項・推進方法等を審議するとともに、取締役及び使用人に対するコンプライアンス教育・啓蒙活動を実施する。
- ③ 財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を適切に評価、報告する体制を整備し、運用する。

- ④ 業務執行部門から独立した社長直轄の内部監査部門は、内部監査規程に基づき監査を実施し、内部統制システムの整備状況・適切性・有効性を監視する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するとともに、警察等の行政機関や外部専門機関等との連携・協力体制を構築・整備する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）を取締役会規則等の社内規程に基づき、検索可能かつ適切な方法により保存・管理する。

取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理方針及びリスク管理規程を制定し、企業価値や会社の持続的な発展を脅かすリスクに対する的確な把握、適切なコントロール、未然防止に対応する体制を構築・整備する。
- ② 損失の危険管理を統括する組織としてリスク管理委員会を設置・運営し、重大リスクに対する責任部署のリスクマネジメントを管理・監督するとともに、その実施内容・結果とシステムの有効性を評価し、必要に応じて是正・改善を指導する。
- ③ 会社に重大な影響を及ぼすおそれがある不測の事態が発生した場合は、危険管理規程に基づき、対策本部を設置し、迅速かつ適切な初期対応を行い、総合対策・復旧策の統制等により、損害の拡大を防止する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役等で構成する経営会議において、経営の重要事項の審議、各部門の業務執行状況の把握を行い、迅速かつ的確な意思決定と情報の共有化を図る。
- ② 経営会議その他の会議において、中期計画、年度計画及び予算の進捗状況を確認し、所要の対策を決定する。

(5) 当社の企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 企業集団における業務の適正を確保するために「経営理念」、「コンプライアンス基本方針」、「リスク管理方針」及び「企業行動規範」を当社及び子会社で共有化するとともに、その周知徹底を図る。
- ② 当社の海外事業を統括する取締役及び子会社取締役は、定期的に業務執行状況・経営成績等について当社取締役会へ報告するとともに、経営上のリスク発生懸念等の重要事項については事前に報告し協議する。
- ③ 当社は、事業年度ごとの当社及び子会社の経営目標を定め、経営会議で承認する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、速やかに配置する。
- ② 取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の異動、評価、賃金等については、監査役の同意を得るものとする。
- ③ 当該使用人は監査役の指揮命令を優先して従事するものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役（監査役会）に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人が、定例的に監査役又は監査役会に提出すべき議事録、稟議書その他の書類を定める。
- ② 当社取締役会に報告された事項を除き、次の事実を認めた当社及び子会社の取締役及び使用人は、直ちにそれを監査役に報告するものとする。
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・ 不正行為又は法令、定款に違反する重大な行為
 - ・ 重大な事故・災害等の発生
- ③ 上記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、報告を求めることができるものとする。
- ④ 監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当該報告者に通知する。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役職務に必要でないと立証できる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

(9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査役は、定期的に経営方針、経営の課題、会社を取り巻くリスク、監査役職務の監査環境、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の認識と理解を深めるものとする。
- ② 監査役は、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べるものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

- ① 取締役及び各部門幹部社員で構成されるコンプライアンス委員会を設置しており、従業員のコンプライアンスに基づく行動に資するための「コンプライアンス事例集」を編集し、全従業員への周知を図っております。
同委員会は定期的又は必要に応じて適宜開催され（当事業年度5回開催）、当事業年度は、主として「コンプライアンス事例集」の改定及びコンプライアンス委員を対象にコンプライアンス研修を実施（当事業年度2回開催）しております。
- ② 新たに入社した従業員に対しコンプライアンスに関する教育を実施しております。
- ③ コンプライアンスホットラインを設置し運用しております。

(2) リスク管理体制

- ① 取締役及び各部門幹部社員で構成されるリスク管理委員会を設置しており、潜在リスクの抽出、評価、予防・対応策の検討などを行っております。
同委員会は定期的又は必要に応じて適宜開催され（当事業年度5回開催）、被災時対応として作成した「BCP（事業継続計画）」のメンテナンスを継続しております。
- ② 当社を取り巻くリスクを再整理し、対応等を協議いたしました。

(3) 当社グループの経営管理体制

- ① 当社及び子会社の重要な業務執行については、当社取締役会の承認を受けております。
- ② 海外担当取締役から、取締役会において定期的又は必要に応じて適宜（当事業年度4回）グループ会社の業績、その他業務執行状況を報告しております。

(4) 取締役の職務執行

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役9名で構成されております。取締役会は監査役4名も出席のうえ、原則として月1回開催（当事業年度15回開催）し、各部門の業務執行状況の報告の他、取締役会規則に基づく重要事項の報告及び決議・承認を行っております。

(5) 監査役の職務執行

- ① 監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されております。監査役会は原則として月1回開催（当事業年度14回開催）し、監査に関する重要事項についての報告・協議を行っております。
- ② 常勤監査役は、経営会議等の重要会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- ③ 監査役は、社外取締役、会計監査人と、さらに、常勤監査役については内部監査室とも意見交換を行い監査の実効性を高めております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	8,023,033
現金及び預金	1,810,582
受取手形	387,452
電子記録債権	1,505,828
売掛金	2,679,616
商品及び製品	506,300
仕掛品	529,911
原材料及び貯蔵品	311,265
その他	293,076
貸倒引当金	△1,000
固定資産	11,313,223
有形固定資産	8,396,193
建物及び構築物	2,075,415
機械装置及び運搬具	2,132,591
土地	4,106,009
建設仮勘定	5,158
その他	77,018
無形固定資産	86,048
投資その他の資産	2,830,982
投資有価証券	2,468,054
その他	365,978
貸倒引当金	△3,050
資産合計	19,336,256

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	5,645,143
支払手形及び買掛金	846,220
電子記録債務	2,279,422
短期借入金	350,000
1年内返済予定の長期借入金	934,300
リース債務	1,293
未払法人税等	130,125
未払消費税等	138,974
賞与引当金	139,000
その他	825,808
固定負債	3,680,583
長期借入金	2,974,500
リース債務	3,667
繰延税金負債	510,798
退職給付に係る負債	68,254
役員退職慰労引当金	123,362
負債合計	9,325,726
(純資産の部)	
株主資本	8,439,607
資本金	2,244,500
資本剰余金	2,901,824
利益剰余金	4,005,272
自己株式	△711,990
その他の包括利益累計額	1,523,558
その他有価証券評価差額金	1,054,500
為替換算調整勘定	344,699
退職給付に係る調整累計額	124,358
非支配株主持分	47,364
純資産合計	10,010,530
負債純資産合計	19,336,256

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	13,507,382
売上原価	11,087,183
売上総利益	2,420,198
販売費及び一般管理費	2,008,873
営業利益	411,324
営業外収益	
受取利息	10,324
受取配当金	49,740
持分法による投資利益	130,529
その他	23,515
営業外費用	
支払利息	44,843
その他	175
経常利益	580,415
特別利益	
固定資産売却益	3,828
投資有価証券売却益	101,616
保険解約返戻金	16,160
その他	1,865
特別損失	
固定資産除却損	18,077
役員退職慰労金	48,165
その他	6,895
税金等調整前当期純利益	630,748
法人税、住民税及び事業税	128,557
法人税等調整額	14,726
当期純利益	487,464
非支配株主に帰属する当期純損失	△453
親会社株主に帰属する当期純利益	487,918

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	7,182,163
現金及び預金	1,355,684
受取手形	387,452
電子記録債権	1,505,828
売掛金	2,487,365
商品及び製品	483,716
仕掛品	505,444
原材料及び貯蔵品	180,829
前払費用	66,034
その他	210,806
貸倒引当金	△1,000
固定資産	11,668,607
有形固定資産	7,867,389
建物	1,684,050
構築物	93,001
機械及び装置	1,901,651
車両運搬具	6,585
工具、器具及び備品	70,931
土地	4,106,009
建設仮勘定	5,158
無形固定資産	86,031
ソフトウェア	27,272
ソフトウェア仮勘定	54,740
電話加入権	3,524
その他	494
投資その他の資産	3,715,186
投資有価証券	2,154,035
関係会社株式	166,845
関係会社出資金	1,116,710
長期前払費用	30,845
その他	249,800
貸倒引当金	△3,050
資産合計	18,850,771

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	5,546,330
支払手形	99,188
電子記録債務	2,279,422
買掛金	679,000
短期借入金	350,000
1年内返済予定の長期借入金	934,300
未払金	386,588
未払費用	242,268
未払法人税等	128,920
未払消費税等	138,974
預り金	67,495
賞与引当金	139,000
その他	101,173
固定負債	3,786,822
長期借入金	2,974,500
繰延税金負債	496,346
退職給付引当金	192,612
役員退職慰労引当金	123,362
負債合計	9,333,153
(純資産の部)	
株主資本	8,463,117
資本金	2,244,500
資本剰余金	2,901,824
資本準備金	2,901,800
その他資本剰余金	24
利益剰余金	4,028,783
利益準備金	369,000
その他利益剰余金	3,659,783
固定資産圧縮積立金	224,884
別途積立金	2,400,000
繰越利益剰余金	1,034,899
自己株式	△711,990
評価・換算差額等	1,054,500
その他有価証券評価差額金	1,054,500
純資産合計	9,517,618
負債純資産合計	18,850,771

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	12,482,904
売上原価	10,247,717
売上総利益	2,235,186
販売費及び一般管理費	1,847,387
営業利益	387,799
営業外収益	
受取利息	1,569
受取配当金	58,229
その他	9,571
営業外費用	
支払利息	44,065
その他	104
経常利益	412,999
特別利益	
固定資産売却益	149
投資有価証券売却益	101,616
保険解約返戻金	16,160
その他	1,865
特別損失	
固定資産除却損	18,077
役員退職慰労金	48,165
その他	6,895
税引前当期純利益	459,653
法人税、住民税及び事業税	127,352
法人税等調整額	△533
当期純利益	332,835

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

トーイン株式会社
取締役会 御中

興亜監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 柿原佳孝
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 芝 康 治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーイン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

トーイン株式会社
取締役会 御中

興亜監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 柿原佳孝
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 芝 康 治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーイン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人興亜監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

トーイン株式会社 監査役会

常勤監査役 埴淵 正伯 ㊞
監査役 山本 昌平 ㊞
監査役 平澤 勝敏 ㊞
監査役 原 一夫 ㊞

(注) 監査役 山本 昌平氏及び原 一夫氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

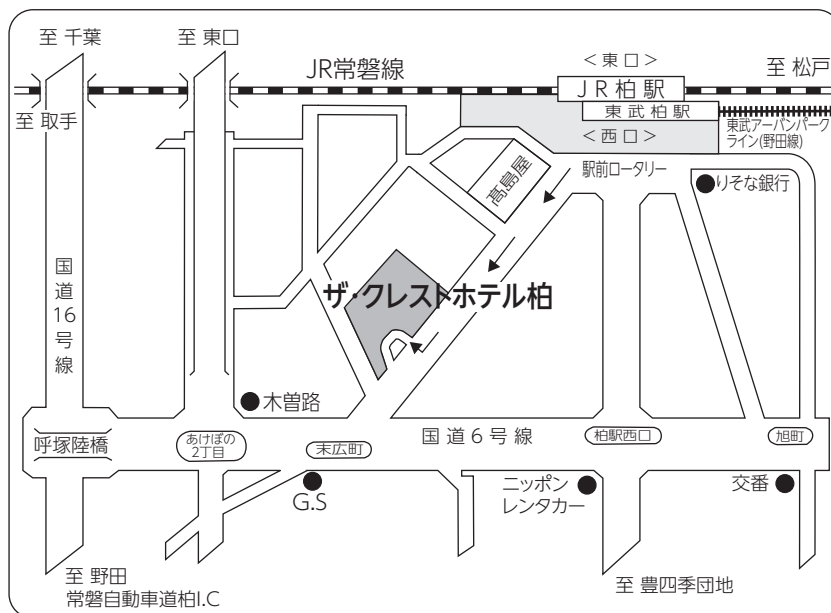
定時株主総会会場ご案内図

会場

ザ・クレストホテル柏 4階 クレストルーム
千葉県柏市末広町14-1 TEL (04) 7146-1111

交通

JR常磐線、千代田線、東武アーバンパークライン（野田線）
柏駅下車 西口より徒歩2分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。